

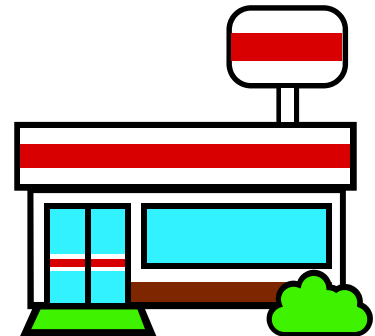
# コンビニでのお支払いが可能になります

平成 22 年 10 月から水道料金及び下水道使用料のお支払いが今までの金融機関・郵便局・水道局窓口・各市民センターに加えて、全国のコンビニエンスストアでもできるようになります。これに伴い、納入通知書の様式をバーコードが印刷されたものに変更します。この新しい納入通知書でも、今までどおり金融機関・郵便局・水道局窓口・各市民センターでお支払いいただけます。

## 注意

次の場合は、コンビニでのお支払いができません。

- ・ 金額が 30 万円を超えるもの
- ・ バーコードのないもの
- ・ 金額が手書きで修正されているもの
- ・ 汚れ等により、バーコードが読み取れないもの



## お支払いが可能なコンビニエンスストア

セブン-イレブン	ローソン	ポプラ	サークルK	サンクス
ファミリーマート	ココストア	ハート・イン	ミニストップ	am/pm
デイリーヤマザキ	生活彩家	くらしハウス	スリーエイト	エブリワン
ヤマザキデイリーストア	RIC マート	セーブオン	スリーエフ	セイコーマート
コミュニティ・ストア	SPAR(北海道)	MMK 設置店	kioX 設置店	

囲んである部分にバーコードが印刷されている納入通知書は、コンビニでお支払いいただけます。

納入通知書見本